

デジタル取引の増加に対応

記念講演で改正景品表示法を解説

6月10日のホクネットの通常総会后、記念講演「改正景品表示法研修会～ネット上の表示に気を付けて！」も開催されました。消費者庁消費者制度課の小田典靖政策企画専門官が、改正景品表示法（2023年5月17日公布）について、デジタル取引の増加に対応するなどの概要と意義を解説しました＝写真＝。

小田専門官は、景品表示法の原状として「端緒把握から措置命令までの平均処理日数は321日で、調査に時間がかかっている」「年間の端緒把握件数が8年間で2倍に増えているのに措置件数は横ばい」などのデータを示しました。「デジタル取引の増加が端緒件数に表れているが、措置命令までに時間を要している」という見立てが、今回の法改正につながったと説明しました。

そのうえで、主な改正事項として①確約手続きの導入など事業者の自主的な取り組みの促進②違反行為を繰り返した場合の課徴金の増額や罰則規定を拡充して抑止力を強化③適格消費者団体による開示要請規定の導入一な



どを挙げました。事業者の自主的な取り組みの促進については、「優良誤認表示等の疑いのある表示をしたという事業者は『つついっうっかり』のケースと『悪質』の場合とに分かれる。そのうち『うっかり』事業者には是正を促す狙いがある」としました。

会員加入と寄付ご協力のおねがい

活動の一層の充実のために、会員加入および寄付金のご協力をお願いしております。ホクネットへの寄付金は税額控除の対象となります。

寄付金合計額
ご協力ありがとうございます
R5. 4. 1~7. 3
213,400 円
前年同期比
1234,037 円減

編集後記

暑いです。夏です。この季節は、日焼け対策、ダイエット、美容エステなどの話題が増えます▼困るのは被害トラブルも熱を帯びること。特に、成人年齢の引き下げで2022年度から親の同意なく契約できるようになった18、19歳の被害が心配です▼国民生活センターによれば、この年齢の全国の「脱毛エステ」消費者相談が、22年度に急増しました。ホクネットでも、若い世代の美容関連トラブルが目立ちます▼「中途解約したのに返金されない」「施術の説明が不十分」「サロンが倒産した」。高額契約が多く、悩みは深刻です▼だれだって自分に自信を持ちたい。そんな心理につけ込む悪質商法が、ネットなどにあふれています▼言葉巧みな営業にのぼせることなく、即決でなく頭を冷やして契約しましょう▼あれ、この間、健康体操教室に即決で申し込んだじゃった。(渡辺)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろビル3階
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

MAIL: info_hokkaido@hocnet1222.jp
Facebook: hocnet1222 Twitter: hocnet20162

ホクネット

消費者支援ネット北海道ニュースレター

発行: 松久三四彦
編集: 原 琢 磨

第83号 ホクネット通信

もくじ

2 ページ... 9月30日に「悪質商法110番」を実施
3 ページ... 化粧品通信販売の(株)Creaなどに申入れ
4 ページ... 改正景品表示法 記念講演で概要と意義を解説

組織強化し活動拡大

通常総会 事業計画など承認

消費者支援ネット北海道(ホクネット)の2023年度通常総会が6月10日、札幌市内で開催され、事業計画、活動予算など議案7件をいずれも原案通り承認しました。

総会は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことなどを受けてリアル開催とし、オンラインも併用して行いました。松久三四彦理事長のあいさつに続き、消費者庁の新井ゆたか長官、北海道環境生活部暮らし安全局の佐藤圭子局長からのメッセージが披露されました。

2022年度の事業報告では、消費者裁判手続特例法に基づき2021年10月に認定された特定適格消費者団体として、除排雪サービス、脱毛エステ、通信販売の計10社に対し返金などを求めたほか、適格消費者団体として、建物賃貸借、家庭教師派遣、料理教室などの契約書の不当条項の修正などを求め、照会や申入れを行ったことが報告されました。

2022年度決算は、札幌市、北海道、消費者庁の委託・補助事業がほぼ予定どおり実施できたほか、寄付金が予算比5%増の約472万円となったことなどから、正味財産額は前期

より約48万円増え、約2,247万円となりました。

予算総額は前年度比2.4倍

2023年度の事業計画は、特定適格消費者団体として集団的被害回復手続きを進めるための基盤づくりとして、情報発信や通報受付体制の強化、消費生活相談窓口との連携のほか、財政基盤、検討委員会や事務局など組織体制の強化などを掲げています。また、適格消費者団体としても引き続き事業者への申入れ、差止請求訴訟活動を推進します。

2023年度の活動予算は総額約2,722万円で、前年度予算比2.4倍と大きく膨らみました。これは、靈感商法や悪質商法による消費者被害を防止する目的で消費者庁が新たに適格消費者団体などに交付する消費生活相談機能強化促進等補助金約1,410万円を計上したためです。

総会ではこのほか、消費者契約法などの改正などに伴う定款の一部改正を承認したほか、青坂裕一理事の退任に伴い、新理事に高尾淳氏(北海道労働者福祉協議会事務局次長)を選任しました。

(2、4面に関連記事)

消費者庁から補助金交付 悪質商法対策として

ホクネットは本年度、消費者庁から適格消費者団体を対象とした消費生活相談機能強化促進等補助金の交付を受け、「靈感商法等の悪質商法への対策及び消費者の被害回復事業」を新たに実施します。

主な内容は、電話で被害情報を収集する「悪質商法110番」の年2回の実施と、他団体と連携して行う合同研修会及び意見交換会です。同時に、こうした悪質商法などさまざまな消費者被害情報の収集と検討のために、通報受理・検討態勢と被害回復活動の強化を行います。

9月30日「悪質商法110番」

ホクネットは9月30日に「悪質商法110番（仮称）」を開設し、被害情報の提供を広く受け付けます。

消費者庁からの補助金事業の一環。最近、若者の被害が目立つエステ・美容整形を中心としたトラブルや、高額な副収入をかたる副業・情報教材のトラブルについて、広く情報を求め、今後の活動に役立てる狙いです。

当日は午前10時～午後4時に特設電話でホ

「110番」を行うのは、2015年に実施した「LPガス契約トラブル110番」以来8年ぶりです。消費者関連団体との合同研修会は初の試みで、これを機にさらなる連携強化を模索していきます。

ホクネット設立から16年になりますが、活発に活動するほど経費がかさむという問題を抱え、持続的な財政基盤の強化は大きな課題でした。そうした中で、今回の補助事業は今後の活動の推進力になるものと期待しています。（理事・事務担当責任者 大嶋明子）

クネット会員の弁護士ら専門家が通報や相談を受ける予定です。通報者に対して助言を行います。事業者との交渉などのあっせんは行いません。ここで提供された情報などの概要は、ホームページで公表します。

今後、特設電話の開設などの態勢づくり、周知・PRなど順次進めていきます。特設電話の番号が決まりましたらホームページでお知らせします。お近くの方に声をかけるなど、ご協力をお願いします。

律です。2016年に改正されましたが、施行後5年を経過したときに必要があれば見直すことが附則で定められています。

三景スタジオとの協議終了

ホクネットは、(有)三景スタジオ（旭川市）に対し、同社のウェブサイト上にある写真撮影のキャンセル料の記載が、消費者契約法が規定する「平均的な損害の額」を超え無効であるとして、2021年4月から当該条項の使用中止または修正を求めて協議を続けてきましたが、同社が申し入れに沿い一定程度、規約を改訂したため協議を終了しました。

特商法の抜本的改正求め

道議会に意見書採択要請

ホクネットは、北海道消費者協会、北海道生活協同組合連合会、北海道弁護士会連合会と連名で、道議会各会派に対し、特定商取引法の改正を国に求める意見書を採択するよう要請しました。また、道内の市町村議会に対しても同様の要請を行っています。

特商法は訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（マルチ取引）など、消費者トラブルの多い特定の取引類型を対象に、事業者への規制や民事ルールなどを定めた法

定期購入の「有利誤認」

化粧品通販のCreaに申し入れ

ホクネットは化粧品通信販売の(株)Crea（東京都）に対し、7月4日付で申し入れを送付しました。同社のウェブサイトに掲載されている定期購入の広告表示と利用規約に、景品表示法などに違反する内容が含まれているため、表示や規約の修正などを求める内容です。

申し入れは、同社の広告画面で、初回1セット、2回目以降3セットを購入するコースについて、初回価格0円でいつでも解約できるかのように表示していることなどが、景表法が禁じる「有利誤認」に当たると指摘しました。

また、利用規約の中の消費者の利益を一方的に害する条項は消費者契約法に照らして無効とし、個人情報保護法に抵触すると思われる条項についても改訂を求めました。

不動産賃貸 ビッグに申し入れ

ホクネットは(株)ビッグ（札幌市）に対し、7月4日付で申し入れを送付しました。同社の建物賃貸借契約書などに、消費者契約法に照らして不当な条項があるとして、使用中止または修正を求めるものです。

申し入れは、契約終了した月の家賃の精算について、15日以内は半月分、16日以上は1か月分を借借人が支払うとしている規定に対し、日割り計算の原則に照らし無効であると指摘したほか、原状回復の規定の中で借借人の負担割合が明確になっていない点などについて修正を求めています。

EVANESSに照会・再申し入れ

ホクネットはトレーニングジムを運営する(株)EVANESS（名古屋市）に対し、7月4日付で契約条項の開示などを求める照会書及び再申し入れを送付しました。

同社の加盟店であるカロリートレードサッポロへの申し入れに対し、フランチャイザーであるEVANESSから一定の契約条項について使用中止及び改訂するとの回答があったことを受けたものです。また、同社が改訂に応じないとしている条項については、再検討することなどを求めています。

整体院・足うら屋に申し入れ

ホクネットは整体院・足うら屋（札幌市）に対し、ホームページ上のキャンペーン表示の内容が景品表示法に違反するとして、5月1日付で申し入れ及び照会書を送付しました。

当該事業者はホームページで、特定の年月日までのキャンペーン期間に予約した消費者に限って通常価格より大幅に安い価格を表示し、その期間が過ぎるたびに終期の年月日だけを変更してキャンペーンを続けていました。消費者に対し、通常の価格に比べ著しく有利であると思わせるもので、景表法が禁じる「有利誤認」に当たると判断し、表示の中止を求めました。

アクアすまいるに返金など求める

ホクネットは、除排雪サービス事業者のアクアすまいる（札幌市）に対し、7月4日付で2件の申し入れを行いました。

適格消費者団体としての申し入れでは、契約条項の中に消費者契約法、景品表示法に違反する内容が含まれているため、当該条項の使用中止などを求めました。

また、特定適格消費者団体として、除排雪サービスの未実施分について、消費者への返金などを申し入れました。また、当該事業者の事務所所在地が、以前に申し入れを行った(株)マーケティングAD（すまいる工房）の代表取締役の住所と同じであることなどから、その関係などを照会しました。

申し入れ、回答書などはホクネットのホームページに掲載しています